



保福国第4467号
令和2年1月16日

さいたま市国民健康保険運営協議会
会長 柴田 潤一郎 様

さいたま市長 清水 勇人



さいたま市国民健康保険税率等の見直しについて（諮問）

本市では、平成30年度から開始された国民健康保険の都道府県単位化にあたり、国民健康保険を持続可能な制度とするため、「埼玉県国民健康保険運営方針」に基づき、国民健康保険財政の健全化に向けた収納率の向上や医療費適正化、適正な保険税率等の設定に取り組んでいくこととしております。

つきましては、令和2年度国民健康保険税率等について、下記のとおり見直しを行いたく、国民健康保険法第11条第3項、及びさいたま市国民健康保険条例第3条並びに同施行規則第2条の規定により、貴協議会の意見を求めます。

記

1 賦課限度額について

基礎課税額賦課限度額	61万円（+3万円）
後期高齢者支援金等課税額賦課限度額	19万円（±0円）
介護納付金課税額賦課限度額	16万円（±0円）

2 国民健康保険税率について

(1) 基礎課税額の保険税率

所得割	7.51%（±0%）
被保険者均等割	29,500円（±0円）

(2) 後期高齢者支援金等課税額の保険税率

所得割	2.11%（+0.10%）
被保険者均等割	8,500円（+600円）

(3) 介護納付金課税額の保険税率

所得割	2.02%（+0.03%）
被保険者均等割	9,700円（+200円）

担当 保健福祉局福祉部国民健康保険課
国保事業係 南、坂西
直通 048-829-1276
FAX 048-829-1938
Eメール：kokumin-kenkou@city.saitama.lg.jp